

健水発第1010001号
平成15年10月10日

各都道府県・政令市・特別区水道行政担当部（局）長 殿

厚生労働省健康局水道課長

水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等
並びに水道水質管理における留意事項について

水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「新基準省令」という。）、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（平成15年度厚生労働省告示261号。以下「検査方法告示」という。）、「水道法施行規則の一部を改正する省令」（平成15年厚生労働省令第142号）及び「水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法」（平成15年厚生労働省告示第318号。以下「残留塩素検査方法告示」という。）の制定については、平成15年10月10日付健水発第1010004号にて厚生労働省健康局長より通知されたところであるが、これらの施行に当たっての留意事項と水道水質管理に関する基本的留意事項を併せて下記のとおりとりまとめたので、御了知の上、貴管下水道事業者等に対する周知指導方、よろしく御配意願いたい。

なお、平成16年4月1日付けをもって、厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知「水質検査にあたっての留意事項について」（平成4年12月21日付衛水第268号）、「水質基準を補完する項目に係る測定方法について」（平成5年3月31日付衛水第104号）、「簡易水道等における水質検査の頻度について」（平成5年8月16日衛水177号）、「水質基準に関する省令の施行に当たっての留意事項について」（平成5年12月1日付衛水第227号）、「水質基準を補完する項目に係る測定方法について」等の一部改正について」（平成11年6月29日衛水第39号、平成11年12月27日付衛水第67号、平成12年9月11日付衛水第43号、平成12年12月26日付衛水第63号）、本職通知「水質基準を補完する項目に係る測定方法について」等の一部改正について」（平成13年3月30日付健水発第34号）及び「水質基準に関する省令等の一部改正について」（平成14年3月27日付健水発第0327003号）は廃止する。

別添1 新水質基準項目等の検査における、給水栓以外での採取の可否、検査の回数、検査の省略の可否

番号	項目名	給水栓以外での水の採取	検査回数	検査回数の減	省略の可否
—	色、濁り及び消毒の残留効果	不可	1日1回以上	不可	不可
1	一般細菌	不可	概ね1月に1回以上	不可	不可
2	大腸菌				
3	カドミウム及びその化合物	一定の場合可 ^{※1}	概ね3月に1回以上	注2の通り	注3の通り
4	水銀及びその化合物				
5	セレン及びその化合物				
6	鉛及びその化合物	不可			注4の通り
7	ヒ素及びその化合物	一定の場合可 ^{※1}			注3の通り
8	六価クロム化合物	不可			注4の通り
9	シアン化物イオン及び塩化シアン			不可	不可
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	一定の場合可 ^{※1}		注2の通り	
11	フッ素及びその化合物				注3の通り
12	ホウ素及びその化合物				注3の通り。(海水を原水とする場合不可。)
13	四塩化炭素				当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。
14	1,4-ジオキサン				
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン				
16	ジクロロメタン				
17	テトラクロロエチレン				
18	トリクロロエチレン				
19	ベンゼン				
20	塩素酸	不可		不可	不可
21	クロロ酢酸				
22	クロロホルム				
23	ジクロロ酢酸				
24	ジブロモクロロメタン				
25	臭素酸				注3の通り。(浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合不可。)
26	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)				不可
27	トリクロロ酢酸				
28	プロモジクロロメタン				

番号	項目名	給水栓以外での水の採取	検査回数	検査回数の減	省略の可否
29	プロモホルム	不可	概ね3月に1回以上	不可	不可
30	ホルムアルデヒド				
31	亜鉛及びその化合物				
32	アルミニウム及びその化合物				
33	鉄及びその化合物				
34	銅及びその化合物				
35	ナトリウム及びその化合物	一定の場合可 ^{注1}			注3の通り
36	マンガン及びその化合物	不可	概ね1月に1回以上	自動連続測定・記録をしている場合、概ね3月に1回以上とすることが可。	不可
37	塩化物イオン				
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	一定の場合可 ^{注1}	概ね3月に1回以上	注2の通り	注3の通り
39	蒸発残留物				
40	陰イオン界面活性剤				
41	(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジェオスミン)	不可	概ね1月に1回以上(左記の事項を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除く。)	不可	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等の停滞水源を水源とする場合は、当該基準項目を産出する藻類の発生状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。
42	1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボルネオール)				
43	非イオン界面活性剤	一定の場合可 ^{注1}	概ね3月に1回以上	注2の通り	注3の通り
44	フェノール類				
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	概ね1月に1回以上	自動連続測定・記録をしている場合、概ね3月に1回以上とすることが可。	不可
46	pH値				
47	味				
48	臭気				
49	色度				
50	濁度				

注1 一定の場合とは、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合であり、この場合には、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかにおいて採取をすることができる。

注2 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上と、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。

注3 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

注4 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。